

令和4年度高梁市障害者就労施設等からの物品等の調達に関する方針

1. 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第9条各項の規定に基づき、本市における障害者就労施設等が供給する物品及び役務（以下、「物品等」という。）に対する需要の増進を図り、もって障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資することを目的とする。

2. 方針の適用範囲

この方針の適用範囲は、本市の全組織とする。

3. 物品等の調達目標

予算の適正な執行並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、この方針の目的に沿うために、障害者就労施設等からの物品等の調達に努め、前年度実績を上回ることを目標とする。

令和3年度の調達実績 2, 802千円

令和4年度の調達目標 2, 803千円以上

4. 物品等の調達の基本的考え方

- (1) 障害者就労施設等が供給する物品等の内容など、調達の推進に必要な情報提供を行う。
- (2) 物品等の調達が新たに生じた場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するように努める。
- (3) 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう仕様、納期及び発注量等に配慮するように努める。
- (4) 障害者就労施設等に対して、物品等の質の向上や品目等の拡大に向けた取り組みの支援に努める。

5. 物品等の調達の具体的方策

- ① 障害者就労施設等からの調達に関する担当を健康福祉部福祉課とし、各部署に対して障害者就労施設等の取扱商品の一覧等の情報を庁内掲示板等により提供していく。
- ② 当初予算編成時には、障害者就労施設等からの取扱商品等の一覧を掲示板等で情報提供するとともに、次年度の予算に積極的に組み込むよう各所属長に向け啓発を行っていく。
- ③ 庁内の連絡会議等で、障害者就労施設等からの調達を推進するための連絡調整をしていく。
- ④ 障害者就労施設等に対して、物品等の質の確保や品目の拡大等、調達の拡大に向けて主体的かつ前向きな取り組みを促していく。

6. 調達実績の公表

年度終了後、各部局等における調達の実績を取りまとめ、その概要は市ホームページ等を通じて公表する。